

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

〔石巻市復興整備計画（石巻市決定）〕

都市計画 須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称		須江地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位 置		宮城県石巻市須江字寺前、字壘石前、字相野佐野、字沢尻の各一部					
面 積		約 21.1 ha					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設の位置及び規模	住宅施設	—	備 考	—			
	特定業務施設	約 15.5 ha		食品加工工場、自動車整備工場、建設関連企業等を配置する。			
	公益的施設	—		—			
	道 路	種 別	区画道路	名 称	幅 員	延 長	備 考
				1号道路	1.2 m	約 413m	—
				2号道路	1.2 m	約 992m	—
				3号道路	1.2 m	約 337m	—
				4号道路	1.2 m	約 285m	—
	公園及び緑地	種 別	緑 地	名 称	面 積	備 考	
				1号緑地	約 0.3ha	—	
2号緑地				約 0.4ha	—		
その他の公共施設		調整池、用水路 その他（雨水）：地区内の調整池に集水し調整後、笥堀排水路へ放流し、定川へ導水する。 下水道 北上川下流流域下水道に接続する。 上水道 石巻地方広域水道企業団から供給を受ける。					
小 計		約 5.6 ha					
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		—					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 若しくは最低限度		20/10 以下					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		6/10 以下					

「区域、特定業務施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

理由

河川堤防や高盛土道路整備事業などの各種復興街づくり事業に伴い移転を余儀なくされる事業所、未だに現地再建の目処が立たない沿岸部の被災企業等の移転先を確保するとともに、津波リスクの低い内陸部に、食品加工業者（津波発生時の食品物資供給拠点）や建設・運輸関連業者（津波発生時の災害復旧・物資の輸送拠点）および大規模事業者（市内経済活動、雇用の維持）等に移転させることで、津波発生時の早期の復旧・復興を図る活動拠点を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。